

## 北上市市民ライター活動要領

### (趣旨)

第1 この要領は北上市市民ライター設置要綱（令和3年北上市告示甲第5号）に基づく、北上市市民ライター（以下「市民ライター」という。）の活動について必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市に関する人物、各種団体、地域の話題、行事、催物等を取材し、これに基づき作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。なお、提供記事の文字数は1記事あたり1,000文字以上とする。
- (2) 市が主催する市民ライター会議に出席すること。
- (3) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動に関すること。

### (委嘱)

第3 市長は、市民ライターの応募申し込みを受けた際はその内容を審査し、適当と認めた場合に委嘱するものとする。

### (辞任の許可)

第4 市長は、市民ライターから辞任の申し出があったときにはこれを許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可を行ったときは、その旨を当該市民ライターに通知するものとする。

### (解任)

第5 市長は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民ライターを解任することができる。

- (1) 第2に規定する活動ができなくなったとき。
- (2) 第6の規定に該当する行為を行ったとき。
- (3) その他市民ライターとして不適格であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定による解任を行ったときは、その旨を当該市民ライターに通知するものとする。

### (禁止行為)

第6 市民ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために、市民ライターの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 市民ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (4) 取材先等に対して迷惑となること。
- (5) 他の市民ライターの円滑な活動を妨げること。

(6) その他市長が適当でないとする。

(記事等の掲載)

第7 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから適当と認めるものを市のWebサイト、広報紙その他の市の広報媒体に掲載するものとする。

2 市長は、市民ライターが市に提供した記事等に掲載するに当たって、当該記事等の著作権を有する市民ライターの同意を得て記事等に用いられている文言等について必要な編集を行うものとする。

3 市長は、市民ライターが市に提供した記事等について、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある情報
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報
- (4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報
- (5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報
- (6) 法令に反し、又は反するおそれがある情報
- (7) その他市長が不適切であると認める情報

(免責)

第8 市民ライターの活動等による経費について市はその費用を負担しない。また、取材等における市民ライターが負ったけが、第三者に与えた損害、法令違反等に対して市はその責任を負わない。